

報復の厳禁

- A. 概要
- B. 適用
- C. ポリシー
- D. 手順
- E. 参照
- F. 見直し

3/20/14 発行

A. 概要

社員または第三者による誠実な報告、または UTC の倫理規範に対して実際または潜在的な違反行為の調査への関与に対する報復は、いかなる形式であれ、禁じられています。このポリシーの違反者は、解雇や同社との取引関係の終了を含む懲戒処分の対象となります。

B. 適用

このポリシーは、子会社、各部門、また同社によって管理される世界中のその他の企業を含む United Technologies Corporation、およびその全社員に適用されます。さらにこのポリシーは、同社の不正行為について誠実に報告しようとしたり、または UTC の社員やそのような行為をした他の者に対して報復したりする第三者(企業や個人)にも及びます。

C. ポリシー

1. UTC の倫理規範は、あらゆるレベルの社員が、倫理規範、施行補足事項やポリシー、またはいかなる法律、規制、手順（このポリシーで用いられている「不正行為」）の実際の違反行為、または疑わしい違反行為を目撃した場合、そのような報告が法律で禁止されているか、もしくは規制されていない限り、誠実に報告することを求めています。UTC は同様に、社員以外の方々にも、UTC に関連した不正行為を報告することを求めています。「誠実」とは、不正行為が発生した可能性があることを、誠実かつ合理的な信念で報告することを意味します。UTC の様々な報告のための経路として、社員や第三者が問題を提起するための**オンブズマン/ダイアログ**等が利用されています。
2. UTC は、申し立てが立証されるかどうかに関わらず、実際または疑わしい不正行為を誠実に報告したり、またはその調査に関与したりする者に対して、程度に関わらず、どのような報復も禁止しています。「報復」とは、誠実な報告や調査への関与による、社員または第三者に対する否定的な行為を意味します。報復を目撃または経験した人は、第 1 項の説明に従って、このような不正行為を報告することが奨励されます。
3. UTC は、申し立てのあった報復を積極的に調査し、報復に関与したことが UTC に認識された個人や第三者は、解雇や UTC との取引終了を含む懲戒処分の対象になります。
4. UTC は、報復行為として合理的に認識される可能性のある事態を特定して対応するために、定期的にそれらのフォローアップを行ない、既にわかっている報告者をさらに保護していきます。
5. このポリシーは、不正行為に関与した社員や第三者を責任説明から免除するものではありません。

D. 手順

なし。

E. 参照倫理規範

報復禁止ハンドブック

F. 見直し

このポリシーは、2年に一度見直しされます。